

豊平区アダプト制度について



自然に恵まれた緑多い豊平区をきれいで住み良いまちにするため、町内会など多くの区民のみなさんが環境美化活動に携わっています。

アダプト制度は、この一環として行政との役割分担を覚書により明確にして責任と誇りをもって行う活動です。

＜アダプト制度とは＞

アダプト＝ADOPT「養子縁組」という意味

市民と行政の連携・協働による環境美化活動を推進するための方策の一つとして、本来行政が維持管理すべき道路などの公共物を養子にみたてて、市民が里親になって責任をもって継続的に維持管理に当たるものです。

＜豊平区アダプト制度により活動するまでの流れ＞

① まずは豊平区と打ち合わせをします。

どこの地域でどのような活動をするか、地域の下承を得ることができそうか、といった詳細を打ち合わせます。

② 覚書を締結するとともに、講習の受講など活動に必要な手続きを行います。

地域の下承を得て、区との打ち合わせが整いましたら、区との役割分担や活動の内容、活動に当たって順守する事項等を定めた覚書を締結します。

また、それに合わせて、講習（屋外広告物の撤去活動等の場合）の受講など活動に必要な手続きを行います。

③ 環境美化活動を行います。所定期限に報告を行います。

覚書に基づき適切な清掃美化活動を行います。また所定の時期に活動状況の報告を行います。

＜問い合わせ＞

豊平区市民部地域振興課 822-2427 【制度の概要に関すること】

豊平区土木部維持管理課 851-1681 【清掃美化活動の中身に関すること】